

一般社団法人宮城県理学療法士会 役員選挙規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人宮城県理学療法士会定款施行細則第16条に基づき、本会の役員選挙を円滑かつ明瞭に行うことを目的として定める。

(選挙管理委員長)

第2条 理事会により選出された選挙管理委員は、その中から選挙管理委員長を互選する。

- 2 選挙管理委員長は、選挙の公示・投票・開票結果、その他本会会員への通達事項に関して、選挙管理委員会（以下委員会）を代表して通達する義務を負う。

(選挙公示)

第3条 選挙の公示は定款施行細則第16条（2）号の定めにより行う。

- 2 公示は、本会機関紙並びに本会ホームページ上で行うものとする。
- 3 委員会は公示の際、委員会が定めた立候補届を提示する。

(立候補者)

第4条 立候補届の受理及び委員会の本人への確認をもって立候補者と認定する。

(推薦)

第5条 推薦による立候補の場合は、定款施行細則第16条（4）号①により行う。

- 2 推薦による立候補の際は、立候補届と同一書式を用いて届け出る。但し、推薦人夫々の直筆署名がなければならない。
- 3 届出書の受理及び委員会の立候補者への確認をもって立候補者と認定する。

(立候補者が定員に満たない場合)

第6条 定款施行細則第16条（3）号①に定めた締切日を過ぎても、立候補者が定員に満たない場合、委員会は直ちに理事会へ報告する。

- 2 理事会は、定款施行細則第16条（4）号②に則り立候補者を推薦する。この際、理事会は定員を上回る立候補者を推薦してはならない。

(立候補者の公示)

第7条 委員会は、立候補締切後投票日までに立候補者を公示しなければならない。

- 2 公示は、文書並びに本会ホームページ上で行うものとする。
- 3 定款施行細則第16条（6）号に定める立候補者の主旨は、委員会が必要と認めた場合、立候補者の公示の際掲載するものとする。

(投票)

第8条 投票は、理事・監事毎に行うこととする。

- 2 投票は原則連記投票とし、得票数が同数となった場合の決選投票時は単式投票とする。
- 3 投票会場には定款施行細則第16条（5）②に定めた投票用紙の他、理事・監事別に候補者を五十音順に配した立候補者名簿を具備するものとする。
- 4 連記投票の際は、定員を上回る候補者に投票してはならない。また定員を上回る候補者に投票した投票用紙は、その全てを無効とする。
- 5 委員会委員は投票の際、立会人として選挙を運営する。

(開票)

第9条 投票後、開票作業を直ちに行う。

- 2 選挙管理委員長は、開票に先駆けて立候補者及び推薦者以外から開票立会人を1名推薦する。

(開票結果)

第10条 開票結果は、社員総会及び本会機関紙・本会ホームページ上で通達する。

(附則)

- 1 本規程に定められていない事項については、理事会において協議するものとする。
- 2 本規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する